業　務　仕　様　概　要

１　業務名

水素エネルギーの利活用推進を目的とした市内事業所における社用車の現況調査及び燃料電池自動車の導入手法検討業務

２　業務の背景及び目的

札幌市では、水素のエネルギーとしての利用に向けて、令和７年３月に札幌市水素エネルギー基本方針を策定し、「運輸分野」と「建物分野」に分け、水素利活用の取組を進めている。

「運輸分野」においては、人の移動の脱炭素化とクリーンな物流網の構築を目指し、純水素型燃料電池自動車（FCV）の導入補助や、積雪寒冷地におけるFCVタクシー等の走行実証事業を実施しているが、水素利活用のさらなる推進に向けては、より多くの需要家創出が不可欠である。

タクシーの実証試験でも使用されている一般乗用車タイプのFCVは、営業車や役員等の送迎車（以下「社用車」という。）としての活用が期待され、導入促進により運輸分野における水素利活用の拡大に寄与すると考えられる。

以上より、本業務は、FCVの普及に伴う水素のエネルギー利用拡大を目的とし、市内事業所における社用車の現況を把握するとともに、調査を行った上で、社用車としてのFCVの効果的な導入手法等について検討を行うものである。

３　履行期間

契約締結日から令和９年（2027年）３月19日（金）まで

４　業務内容

(1)　基礎調査

ア　札幌市内の事業所における社用車の現況調査

札幌市内の水素ステーションを活用できる位置に事業所を設置し、社用車を一定台数以上所有する事業者を対象に、アンケートやデスクトップ調査により保有車両等の調査を行う。50社程度の回収を目標とする。

調査項目は以下を基本として、発注者と協議の上で定める。

(ｱ) 保有台数
(ｲ) 車種、年数、車両更新時期（予定）
(ｳ) 自己所有、リース別
(ｴ) 主要走行エリア
(ｵ) 年間走行距離
(ｶ) 年間燃料使用量
(ｷ) 脱炭素に対する意欲

イ　FCV導入意向調査対象事業者の抽出

アの調査結果より、脱炭素等をCSRとして取り組んでいる等、社用車としてのFCV導入メリットが高い事業者、又は導入ハードルが低いと考えられる事業者を抽出し、(2)の導入意向調査対象事業者を選定する。

(2)　FCV導入意向調査と導入手法の検討

ア　FCV導入意向調査と課題の整理

国や本市の支援策を整理し、導入時や導入後の運用方法についてシミュレーションを行ったうえで、(1)イで抽出した事業者に対して、社用車のFCVの導入意向等についてヒアリング調査を行い、課題を整理する。

イ　FCV導入手法の検討

(2)アの成果を踏まえ、社用車としてのFCV導入に向けて考え得る手法及び具体的な支援策を３つ程度検討する。

(3)　業務報告書の作成
　　上記の業務成果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出する。

5　業務体制等
(1)　受託者は本業務の内容等について十分理解してその目的を達成するため、委託者と密接に連絡を取り、かつ、業務の円滑な進捗を図ることができるよう、必要な人員及び体制を常に整えること。
(2)　受託者は、脱炭素及びエネルギー分野に関する専門的な知識を有する者として以下のいずれかの資格を有する者を主任技術者として選任しなければならない。
ア　エネルギー管理士
イ　技術士　（建設部門－建設環境）
ウ　技術士　（環境部門）
(3)　主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理監督を行わなければならない。
(4)　上記条件に係る証拠資料（エネルギー管理士免状、又は技術士登録証の写し）は、契約前に提出すること。

6　提出書類

名称	内容等	部数	提出期限
業務日程表	提出前に委託者に内容確認を行うこと。	1	着手後速やかに
業務責任者指定通知書	経歴に関する書類、受託者と雇用関係にあることがわかる書類を含むこと。	1	着手後速やかに
業務完了届	市役務第９号様式によること。	1	業務終了後
実績報告書	委託者が認める形式（Word、Excel、PowerPoint、PDF）によること。上記形式の電子データによらない場合は、委託者に協議すること。 提出前に委託者に内容確認を行うこと。 なお、４(1)の調査結果については1/22（金）までに中間報告として提出すること。	1	業務終了後 ※1/22（金）までに中間報告あり

7　環境への配慮について
　本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
(1)　電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
(2)　ごみ減量およびリサイクルに努めること。
(3)　両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
(4)　自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
(5)　業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8　特記事項
(1)　受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(2)　定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化につとめること。
(3)　業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書および委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
(4)　本業務に関して生じる問題点および疑義等は、委託者および受託者の双方が誠実に

協議し、処理する。
(5)　承諾および協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
(6)　本業務の成果である著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
(7)　本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
(8)　本業務では個人情報の取扱いを想定していないが、万が一取り扱う必要が生じた場合は、委託者に相談し指示を受けること。
(9)　本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

9　業務担当者

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 水素事業担当部
水素事業担当課　窪野、奥山
TEL：011-211-2424 FAX：011-218-5109
電子メール：suiso@city.sapporo.jp